

# 令和5年度 いじめ防止対策プログラム 全体計画

中部中学校

## □基本理念

- ①学校生活だけでなく、地域・家庭生活においても、いじめが行われなくなるようとする。  
②いじめの影響や問題について、生徒が理解を深められるようにする。  
③市、学校、家庭、地域との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

## □基本目標

自他を大切にする心豊かな人作りの中でいじめ問題の防止を図る。

## □行動目標

- ①職員会議等において共通理解を図るとともに、「チーム学校」の組織力を向上させる。そのために、研修を通して教職員等の資質向上に努める。  
②いじめ問題等の未然防止に向けた取組を推進する。  
③いじめ問題等の早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。  
④いじめ問題等の解決を図るために、推進体制、検証体制の強化を図る。

## □基本構想

職員会議  
・研修  
・指導  
・不登校  
・いじめ対策委員会  
・家庭  
・地域  
・推進体制  
・啓発等

- ①職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図る。  
②PDCA サイクルにより、7月・12月・3月に学期毎のいじめ対策の自己点検を行い、自己改善体制の充実を図る。  
③生徒指導・不登校・いじめ対策委員会をSCやSSWと連携・協働を図りながら毎月1回開催し、現状把握と今後の対策を検討する。  
④「いじめ防止基本方針」「いじめ防止・対応マニュアル」を活用した研修や、教育相談スキル研修、事例研修を実施する。  
⑤PTA研修会を年2回、保護者参加型の授業参観を年1回実施する。  
⑥保護者からの相談に対する支援のための取り組みの充実を図る。  
⑦人権作文発表会、人権フェスティバル・育成協校区大会を通して保護者・地域への啓発を図る。  
⑧PTA広報誌「広報中部」「こころ」「未来へ」の発行を通して啓発を図る。  
⑨学校運営協議会や育成協を通じた連携・協働に努め、学校運営協議会による学校の取り組み状況の確認を行う。  
⑩ユニットで小中連携を推進し情報交換に努める。  
⑪相談行動促進（自殺予防教育）の研修の充実。

未然防止に向けた取組

- ①「いじめ防止啓発月間」（9月）に生徒会を中心に啓発の充実を図る。  
②各学期の最初に学級内の人間関係を見直し、構築する取組を実施する。  
③道徳をふくむすべての授業において、主体的・対話的で、深い学びの実現に向けた協同的探究学習を核とした授業改善を行い、授業の中で命や人権を尊重する態度や豊かな心の育成に努める。  
④いじめ問題について生徒が「主体的」に考え解決しようとする取り組みを推進する。  
⑤生徒会による「いじめ追放活動」を行う。  
⑥各学年行事の中多様な考えを認め合える集団の育成に努める。  
⑦人権作文を書き、クラス・学年発表を実施し、自己理解・他者理解につなげる。  
⑧福祉活動・ボランティア活動を積極的に行い、自己有用感の育成を図る。  
⑨情報モラルに関する講演会の実施。  
⑩相談行動促進（自殺予防教育）学習の充実。  
⑪子ども達が安心できる居場所の構築。

- ①「いじめ防止・対応マニュアル」に沿ったチーム学校による組織的な対応を行う。
- ②教育相談の実施にあたり「心の相談アンケート」及び「学校生活に関するアンケート（アセス）」の結果を活用する。また、状況に応じて検討会や個別のケース会議を実施する。
- ③些細なトラブルであっても、正確かつ積極的にいじめを認知し、組織的な対応を速やかに行う。また、記録を残し、全職員で共通理解をして対応する。
- ④全校生徒を対象に教育相談を年2回（5月・10月）実施する。
- ⑤「生活アンケート」（いじめ確認の項目を追加）を毎月実施し、状況把握を行う。
- ⑥生活ノート等を確認することで生徒の実態を把握する。
- ⑦人権擁護委員会と連携をとり、SOSミニレターやリーフレット等を活用する。
- ⑧トラブルが起きた際は、その背景にある人間関係を確認し、いじめの早期発見・早期対策に努める。
- ⑨関係機関と連携した「ネットいじめ、子どものSOSやトラブル」の未然防止、早期発見・早期対応を推進する。
- ⑩子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）リーフレットを活用した授業を実施する。
- ⑪いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑫いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。